

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 5 年 2 月 9 日作成)

法令名	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律		
根拠条項	第 3 2 条		
許認可等の種類	農林漁業体験民宿業団体の指定		
法令の定め	<p>第 3 2 条</p> <p>都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、農林漁業体験民宿業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であつて、第 3 3 条各号に掲げる業務（構成員に対する指導、地域の農林漁業との調整、利用者の苦情処理など）を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申出により、業務を行う者として指定することができる。</p>		
審査基準	個々の申請について、個別具体的な判断をせざるを得ないものであつて、あらかじめ具体的な基準を定めることが技術的に困難であることから、審査基準は設定していない。		
標準処理期間	総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	<p>農政部農村振興局農村設計課農村活性化係 (電話番号：011-231-4111 (内線27-873)) 住所：〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁本庁舎 7 階 E-mail：nosei.nokil@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
申請先	同 上		
問い合わせ先	同 上		
備 考	<p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ski/gyouseitetudukihou.htm</p> <p>○申請書類について</p> <p>農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第 2 7 条第 1 項、第 2 項に基づき、提出してください。</p> <p>提出方法は、上記申請先まで、持参（9：00～17：00、土日祝日を除く）、郵送（書留郵便に限る）又は電子メールとします。</p> <p>なお、申請書の様式は任意です。</p>		